

Ⅲ 各表の記載の仕方

別表一の二（一）「各連結事業年度の連結所得に係る申告書―普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」の申告書

1 この表の用途

この表は、普通法人である連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合に使用します。

ただし、措置法第68条の100第1項（特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例）に係る同法第67条の2第1項（特定の医療法人の法人税率の特例）の規定により承認を受けた医療法人である連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合には、別表一の二（三）の申告書を使用してください。

2 各欄の記載要領

(1) 一般の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結親法人名」及び 「代表者自署押印」		必ずフリガナを付けてください。この場合、正本には必ず代表者が自署押印してください。
「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である連結親法人が、次のいずれかの法人（当期が平成23年4月1日前に開始した連結事業年度である場合には、(1)の法人）に該当する場合には、「非中小法人」を○で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 ① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 ② 法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。） ③ 相互会社（外国相互会社を含みます。） (2) 当該連結親法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	
「同非区分」	別表二の「判定結果18」で判定した区分を○で囲んで表示します。	
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に連結親法人の納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人（連結親法人であった法人）の最後連結事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名（被合併法人名）を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」欄については、個別帰属額等の一覧表の「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額」欄における「売上金額」欄の金額を移記してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
翌年以降送付要否 要 ☐ 否 ☐	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、申告書用紙(別表一の二、別表セット、勘定科目内訳明細書及び法人事業概況説明書(又は会社事業概況書))をいいます。)の送付が不要な場合は、「否」欄に○をします。 「送付不要」としている連結親法人が、翌連結事業年度以降、申告書用紙の送付が必要となった場合は、「要」欄に○をしてください。	「送付不要」としている連結親法人が、翌連結事業年度以降、「要」欄に○をしても、申告書用紙のうち別表セット及び勘定科目内訳明細書は送付されませんので御注意ください。 別表セット及び勘定科目内訳明細書の送付も必要な場合には、所轄の税務署へ御連絡ください。 申告書用紙などの各種様式は、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。
適用額明細書提出の有無 有 ☐ 無 ☐	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第 3 条 1 項(適用額明細書の提出義務)に規定する適用額明細書を申告書に添付する場合には、「有」欄に○をしてください。 また、当期において、税額又は所得の金額を減少させる法人税関係特別措置の適用を受けないため、適用額明細書を提出しない場合には、「無」欄に○をしてください。	当期が平成23年4月1日以後に終了する連結事業年度である場合に記載します。 適用額明細書の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。 そのため、適用額明細書の添付もれ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、適用額明細書の提出又は誤りのない適用額明細書の再提出をお願いします。 なお、国税庁ホームページに「適用額明細書の記載の手引」を掲載していますので、ご覧ください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
税理士法第30条 の書面提出有 ☐ 税理士法第33条 の2の書面提出有 ☐	税理士法第 30 条《(税務代理の権限の明示)》又は第 33 条の 2《(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)》に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄に○をしてください。	
「連結事業年度分の 申告書」	空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「連結確定」又は「連結中間」と記載します。 なお、期限後申告書である場合には、「期限後連結確定」と記載してください。	この申告が連結中間申告書である場合には、更に、 (連結中間申告の 平成 年 月 日) (場合の計算期間 平成 年 月 日) にその計算期間を記載してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「リース特別控除取戻税額 5」	法第 4 条の 5 第 1 項(連結納税の承認の取消し等)の規定により法第 4 条の 2 (連結納税義務者)の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用により法人税額に加算することとされる金額がある場合には、その金額についてもこの欄に記載してください。 ① 措置法第68条の 9 第11項(連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額)(措置法第68条の 9 の 2 第 7 項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。) ② 措置法第68条の10第 5 項(連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額) ③ 措置法第68条の10の 2 第 5 項(連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額) ④ 措置法第68条の11第 5 項(連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額) ⑤ 措置法第68条の12第 7 項(連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額) ⑥ 措置法第68条の13第 4 項(連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額) ⑦ 措置法第68条の14第 5 項(連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額) ⑧ 措置法第68条の15第 5 項(連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額) ⑨ 平成22年改正法附則第110条(連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正前の措置法第68条の15第 5 項(連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額) ⑩ 平成18年改正法附則第132条(連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法第68条の15第12項(連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額)	この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人税額計10」	措置法第68条の67第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額をこの欄の上段に外書として、記載します。	この場合、「控除税額12」及び「差引連結所得に対する法人税額13」の欄の記載に当たっては、この外書きした金額を「10」に含めて計算します。
「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額11」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する連結親法人事業年度（法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいいます。）開始の日から5年以内に開始した連結事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
「差引連結所得に対する法人税額13」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
「連結中間申告分の法人税額14」	この申告が連結確定申告である場合に連結中間申告により納付すべき中間納付額を記載します。	当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。
「差引確定法人税額 (13)－(14) （連結中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(17)へ記入） 15」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「連結中間納付額17」に記載します。	
「この申告による還付金額」の各欄	この申告が連結確定申告であり、かつ、所得税等の還付金額、連結中間納付額の還付金額又は連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。	
「所得税額等の還付金額16」	仮決算による連結中間申告をする場合において、震災特例法第24条第2項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額41」の金額、「控除しきれなかった金額45」の金額又は各連結法人の別表七の二付表二の二「5の③」の金額の合計額のうち、いずれか少ない金額を記載します。	
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」	この申告が修正申告でなく当初の申告である場合には、還付請求書の「還付金額」をこの欄の外書に移記します。	措置法第68条の98第1項各号に掲げる連結親法人以外の連結親法人にあっては、当期が平成14年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する連結事業年度である場合には、連結親法人について解散（適格合併による解散を除きます。）

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	なお、震災特例法第23条《連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定により還付請求をした法人税の額のうち、申告をするときに既に還付を受けた金額はこの欄の本書に記載し、まだ還付を受けていない金額はこの欄の外書に含めて記載します。	事業の全部の譲渡などの特別の事実があるときを除き、法第81条の31《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。 措置法第68条の98第1項各号に掲げる連結親法人（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の連結親法人（当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。ただし、当期が平成23年4月1日前に開始した連結事業年度である場合には、平成23年改正前の法第66条第6項第2号に掲げる法人に該当するものを除きます。）など）にあつては、上記のような特別の事実に関係なく法第81条の31の規定の適用を受けることができます。 仮決算による連結中間申告の際に、震災特例法第23条の規定により還付請求を行った法人税の額について、その仮決算による連結中間申告に係る連結事業年度分の連結確定申告時までに還付を受けた場合には、その還付を受けた金額を本書に記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「(1)の金額又は800万円×$\frac{\text{相当額のうち少ない金額30}}{12}$から「連結所得金額32」までの各欄	当期末における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の連結親法人又は資本若しくは出資を有しない連結親法人の場合に記載します。 ただし、連結親法人が当期末において次に掲げる法人に該当する場合には、「その他の法人の場合 33」に記載します。 (1) 次のいずれかの法人（この表の上段の「非中小法人」を○で囲んで表示した法人がこれらに該当しますが、当期が平成23年 4 月 1 日前に開始した連結事業年度である場合には、イの法人に限ります。） イ 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 ① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 ② 受託法人 ③ 相互会社（外国相互会社を含みます。） ロ 当該連結親法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人 (2) 受託法人 (3) 相互会社	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結親法人の場合には、「その他の法人の場合33」に記載し、この欄には記載しないでください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「(1)の金額又は800万円× $\frac{\text{相当額のうち少ない金額}}{12}$ 30」	分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。 なお、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の連結所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
「所得税の額41」	仮決算による連結中間申告により震災特例法第24条第2項の規定による還付を受けた連結親法人がその仮決算による連結中間申告に係る連結事業年度分の連結確定申告をする場合には、別表六の二(一)「6の③」の本書の金額(注)から内書の金額を控除した金額を記載します。 (注) 同条第4項の規定に規定する離脱法人が、連結承認が取り消される前の連結中間申告において、利子配当等に係る控除を受ける所得税額の個別帰属額を有している場合(当該連結中間申告において同条第2項の適用を受けている場合に限ります。)で、連結親法人が、その中間期間を含む連結事業年度の連結確定申告をする場合には、連結中間申告における還付所得税額のうち当該離脱法人に帰せられる金額として次の算式により計算した金額を加算した金額となります。 $\text{連結中間申告における還付所得税額} \times \frac{\text{連結中間申告における離脱法人の個別帰属額(別表六の二(一)「22」の金額)}}{\text{連結中間申告における法人税の額から控除をされるべき所得税額}}$	
「還付を受けようとする金融機関等」	「計19」の還付金額について、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称、預貯金口座名及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の通常貯金口座への振込みを希望される場合は「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合口座の記号番号のみを、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望される場合は「郵便局名等」に支払を受けようとする郵便局名等のみを記載してください。	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結事業年度分の申告書」	空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正連結確定」又は「修正連結中間」と記載します。	
「連結中間申告分の法人税額14」	この申告前の連結確定申告等において連結中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の連結中間申告分の法人税額を記載します。	
「所得税額等の還付金額16」又は「連結中間納付額17」		既に還付を受けているかどうかに関係なく記載します。
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」	法第81条の31の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した連結欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載しますが、この場合、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。 なお、震災特例法第23条の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した繰戻対象震災損失金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に含めて記載します。 また、この場合、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 500,000円 同上の還付加算金 30,000円 修正申告による還付金額 300,000円 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金 $30,000円 \times \frac{300,000円}{500,000円}$ = 18,000円 この欄に記載する金額 300,000円 + 18,000円 = 318,000円
「法人税額23」	この申告前の申告書の「15」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引連結所得に対する法人税額」の金額から連結中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。	
「還付金額24」	この申告前の申告書の「16」及び「17」の金額に、既に還付された連結欠損金の繰戻しによる還付金額を加算した金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所	連結欠損金の繰戻しによる還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	得税額等」の金額と「還付金額」との合計額を記載します。 なお、震災特例法第23条の規定により還付請求をした場合には、その還付請求をした法人税の額のうち、既に還付を受けた金額を含めて記載します。	めて記載します。
「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」	「15」、「19」及び「この申告が修正申告である場合」の各欄のうち記載金額のある欄に応じて、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となるときは記載しないでください。 (1) 「15」と「23」とがある場合には、「15」の金額から「23」の金額を控除した金額 (2) 「15」と「24」の本書とがある場合には、「15」の金額と「24」の本書の金額との合計額 (3) 「19」の本書と「24」の本書とがある場合には、「24」の本書の金額から「19」の本書の金額を控除した金額	
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」から「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」までの外書	各欄の外書は、この申告が連結欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。 (1) 「18」及び「19」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。 (2) 「24」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。 (3) 「25」には、「24」の外書の金額から「19」の外書の金額を控除した金額を外書きします。 なお、震災特例法第23条の規定により還付請求をした場合には、その還付請求をした法人税の額のうち、まだ還付を受けていない金額を含めて記載します。	

〔留意事項〕

(1) 完全支配関係の系統図の添付

当期末において他の法人との間に法第2条第12号の7の6《定義》に規定する完全支配関係がある場合には、完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を添付してください。

(2) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2《定義》に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、法人課税信託の名称の併記をする場合には、法人課税信託の名称を1番上段に、その法人課税信託の受託者の法人名を下段に記載してください。

(注) 平成19年度税制改正における新信託法の制定に伴う法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日（平成19年9月30日）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたもの）に限り、新法信託を含みます。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。）については、従前どおりとされています（平成19年改正法附則34①、平成19年改正令附則8）。

（新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項《新法の適用等》の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託をいいます。）